

Press Release

沖縄労働局発表
令和4年10月28日(金)

担当
沖縄労働局労働基準部 健康安全課
課長 平良 喜作
労働衛生専門官 大村 達治
電話:098(868)4402

「新型コロナウイルス感染症」の大幅な増加により 業務上疾病者数が前年比116%増加

～令和3年の沖縄県における業務上疾病の発生状況～

沖縄労働局(局長 西川 昌登)は、令和3年の業務上疾病[※]発生状況を取りまとめましたので公表します。

※ 負傷に起因する疾病(腰痛など)、物理的因子による疾病(熱中症など)、過重な業務による脳血管疾患・心臓疾患などが該当します(休業4日以上労働者死傷病報告に基づくもの)。

1 県内における業務上疾病の発生状況(図1～図2)

- (1) 令和3年の業務上疾病者数は、前年(219人)を254人上回る473人と大幅に増加した(前年比116%増)。[参考:全国で前年比87%増]
- (2) 上記(1)のうち、最多の「新型コロナウイルス感染症」は、前年(95人)を234人上回る329人と大幅に増加した(前年比246%増)。業種別の内訳は、保健衛生業が63%を占めた。
- (3) 上記(1)のうち、次に多い「災害性腰痛」は、前年(80人)を14人上回る94人と増加した(前年比18%増)。業種別の内訳は、保健衛生業が36%、商業・金融・広告業が23%を占めた。

2 沖縄労働局における主な取組み

- (1) 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、取組みの5つのポイント(参考資料①)により職場点検を促す。
- (2) 腰痛の予防を図るため、安全衛生教育の実施及び身体的負担の軽減に向け、リーフレット「スベっちゃダメよ!転倒予防 ムチャしちゃダメよ!腰痛予防」(参考資料③)や腰痛予防アドバイザー事業(参考資料④)の活用を周知する。

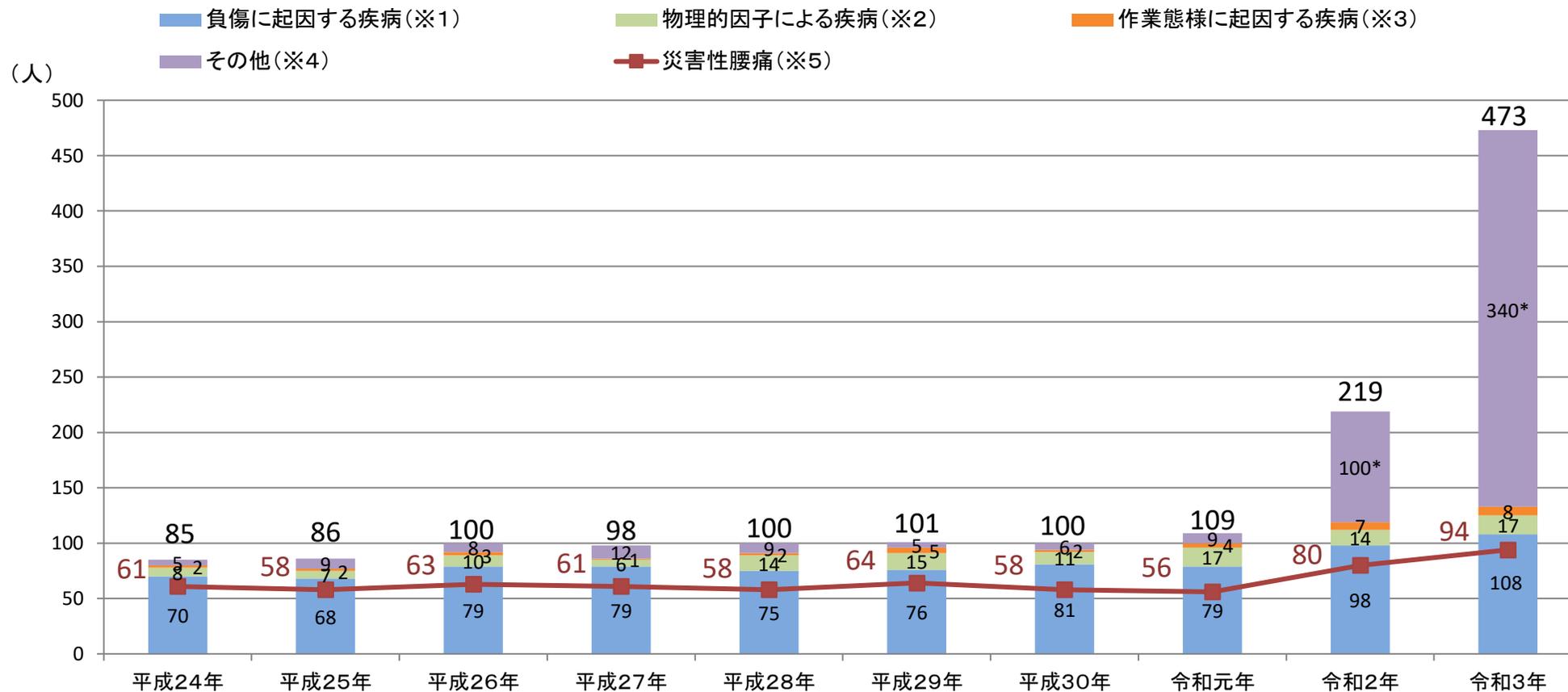
〔添付資料〕

- 図 1-1 県内における業務上疾病発生状況の推移（平成24年～令和3年〔疾病別：新型コロナウイルス感染症含む〕）
- 図 1-2 県内における業務上疾病発生状況の推移（平成24年～令和3年〔疾病別：新型コロナウイルス感染症除く〕）
- 図 2-1 県内における業務上疾病としての「新型コロナウイルス感染症」の業種別内訳（令和2年、令和3年）
- 図 2-2 県内における災害性腰痛発生状況の業種別内訳（令和2年、令和3年）

〔参考資料〕

- ① リーフレット「職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の5つのポイント～を確認しましょう！」
- ② リーフレット「新型コロナウイルス感染症による労働災害も労働者死傷病報告の提出が必要です」
- ③ リーフレット「スベっちゃダメよ！転倒予防 ムチャしちゃダメよ！腰痛予防」
- ④ リーフレット「ご利用ください 腰痛予防アドバイザー」

図1-1 県内における業務上疾病発生状況の推移(平成24年～令和3年〔疾病別:新型コロナウイルス感染症含む〕)



(※1) 「負傷に起因する疾病」には、「災害性腰痛」、「業務上の皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症」などが含まれる。

(※2) 「物理的因子による疾病」には、「異常温度条件による疾病(熱中症等)」などが含まれる。

(※3) 「作業態様に起因する疾病」には、「負傷によらない業務上の腰痛」、「重激業務による運動器疾患等」、「手指前腕の障害及び頸肩腕症候群」などが含まれる。

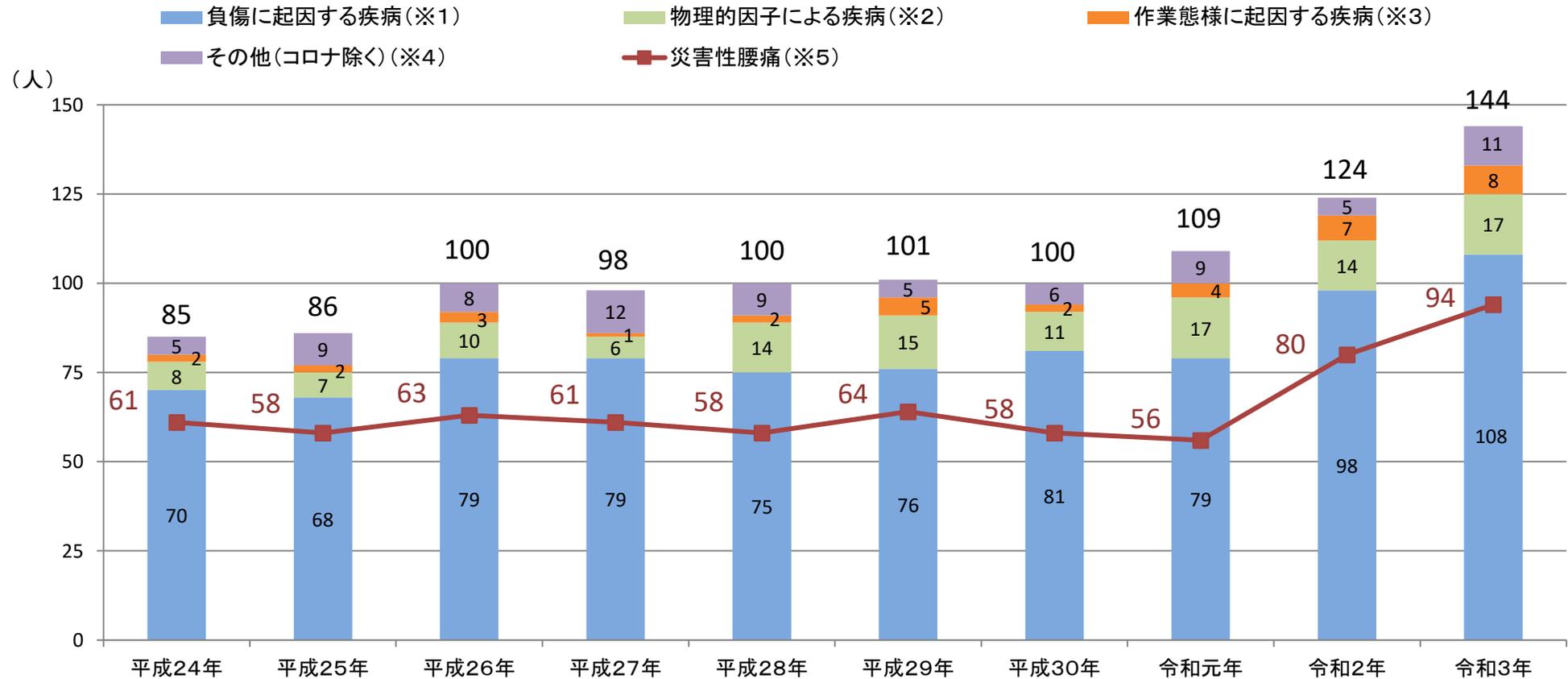
(※4) 「その他」には、主なものとして、「病原体による疾病」、「過重な業務による脳血管疾患・心臓疾患等」、「その他業務によることが明らかな疾病」などが含まれる。

* 令和2年の「その他」100人のうちの95人、令和3年の「その他」340人のうちの329人は新型コロナウイルス感染症である。

(※5) 「災害性腰痛」とは業務中に重い物を持ち上げる等の動作の反動などで発生する(悪化する)腰痛。

(資料出所) 沖縄労働局「業務上疾病調」

図1-2 県内における業務上疾病発生状況の推移(平成24年～令和3年〔疾病別:新型コロナウイルス感染症除く〕)



(※1) 「負傷に起因する疾病」には、「災害性腰痛」、「業務上の皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症」などが含まれる。

(※2) 「物理的因子による疾病」には、「異常温度条件による疾病(熱中症等)」などが含まれる。

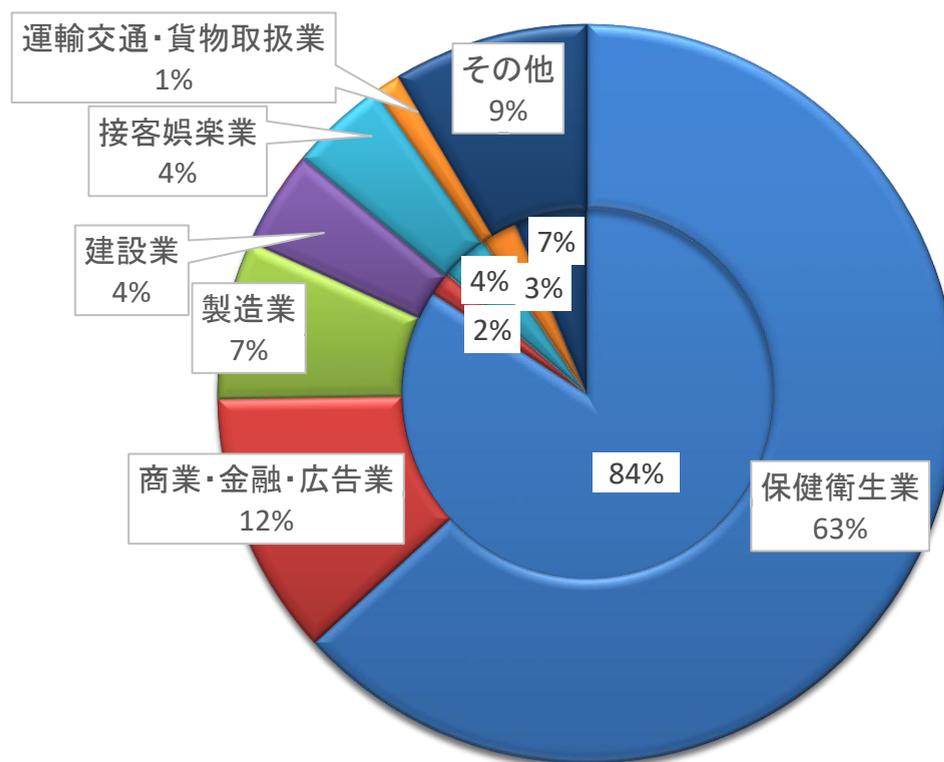
(※3) 「作業態様に起因する疾病」には、「負傷によらない業務上の腰痛」、「重激業務による運動器疾患等」、「手指前腕の障害及び頸肩腕症候群」などが含まれる。

(※4) 「その他」には、主なものとして、「病原体による疾病」、「過重な業務による脳血管疾患・心臓疾患等」、「その他業務によることが明らかな疾病」などが含まれる。

(※5) 「災害性腰痛」とは業務中に重い物を持ち上げる等の動作の反動などで発生する(悪化する)腰痛。

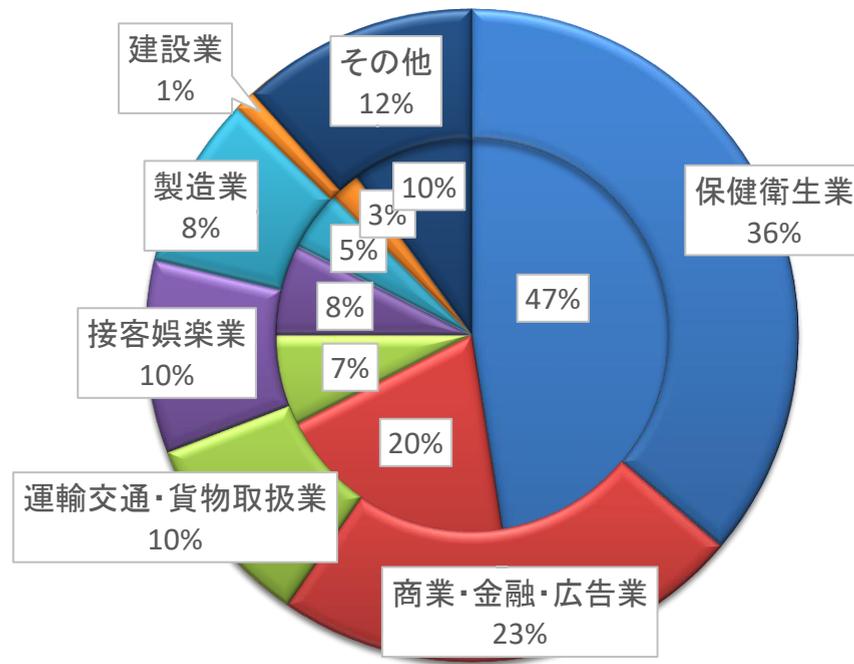
(資料出所) 沖縄労働局「業務上疾病調」

図2-1 県内における業務上疾病としての「新型コロナウイルス感染症」の業種別内訳(内円:令和2年、外円:令和3年)



	全体	保健衛生業	商業・金融・広告業	製造業	建設業	接客娯楽業	運輸交通・貨物取扱業	その他
令和2年	95	80	2	0	0	4	3	6
令和3年	329	208	38	23	14	14	4	28

図2-2 県内における災害性腰痛発生状況の業種別内訳
 (内円:令和2年、外円:令和3年)



	全体	保健衛生業	商業・金融・広告業	運輸交通・貨物取扱業	接客娯楽業	製造業	建設業	その他
令和2年	80	38	16	6	6	4	2	8
令和3年	94	34	22	9	9	8	1	11

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す～取組の5つのポイント～が実施できているか確認しましょう。
- ～取組の5つのポイント～は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「**職場における感染防止対策の実践例**」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「**職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー**」にご相談ください。

～取組の5つのポイント～

実施できて いれば <input checked="" type="checkbox"/>	取組の5つのポイント
<input type="checkbox"/>	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
<input type="checkbox"/>	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
<input type="checkbox"/>	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
<input type="checkbox"/>	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
<input type="checkbox"/>	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

テレワークの積極的な活用について

- 厚生労働省では、テレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点等をまとめたガイドラインの周知等を行っています。
- さらに、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやすくまとめたリーフレットも作成し、周知を行っています。
- こうした施策も活用いただきながら、職場や通勤での感染防止のため、テレワークを積極的に進めてください。

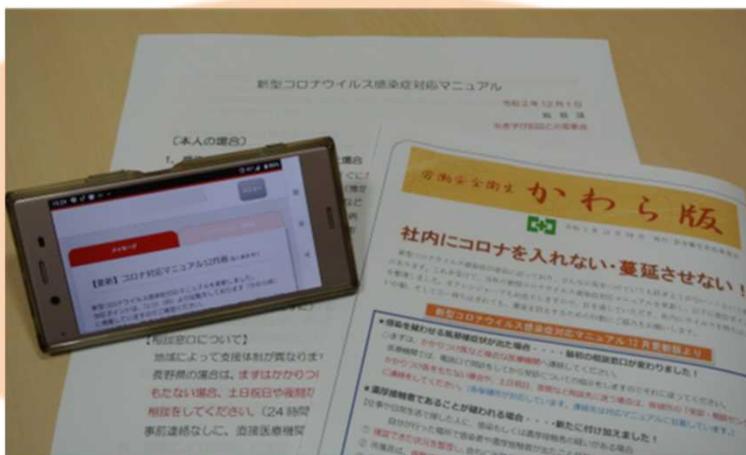
リーフレットは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。



職場における感染防止対策の実践例

○ 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルール

新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応手順の作成（製造業）



- 感染者が発生した場合の対応手順を定め、社内イントラネットや社内報で共有した。
[手順]
①感染リスクのある社員の自宅待機
②濃厚接触者の把握
③消毒
④関係先への通知など

手順全文は
(独)労働者健康安全機構
長野産業保健総合支援
センターホームページから
ダウンロード可能です。

サーマルシステムの導入（社会福祉法人）



- サーマルシステムを施設受付入口に設置し、検温結果が37.5℃以上の者の入場を禁止している。
- 本システムでは、マスクの着用の検知を行い、マスクの未着用者には表示と音声で注意喚起を行う仕組みとなっている。



○ 密とならない工夫

I Tを活用した対策（建設業）



- スマートフォン用無線機を導入し、社員同士や作業従事者との会話に活用。3密を避けたコミュニケーションをとるようにした。

I Tを活用した説明会の開催（その他の事業）



- WEB方式と対面方式併用のハイブリッドの説明会を開催した。
- 対面での参加者に対しても、席の間隔を空ける、机にアクリル板を設置するなどの対策を行った。

職場における感染防止対策の実践例

○ 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける取り組み

※ 職場では、特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室など）に注意が必要

休憩所での対策（小売業）



- 休憩室の机の中央を注意喚起付きのパーテーションで区切り、座席も密とならないよう二人掛けにし、対面とならないよう斜めに配置した。

社員食堂での対策（製造業）



- 社員食堂の座席レイアウトを変更し、テーブルの片側のみ使用可とした。
- また、混雑緩和のために、昼休みを時差でとるようにした。

○ 感染防止のための基本的対策

入館時の手指等の消毒（宿泊業）



- 宿泊者と従業員の感染防止のため、ホテル入口の消毒液設置場所に、靴底の消毒のためのマットを設置した。

複数人が触る箇所の消毒（製造業）



- 複数人が触る可能性がある機械のスイッチ類を定期的に消毒することを徹底した。

○ その他の取り組み

外国人労働者への感染防止対策の周知（建設業）

((感染症防止5))	
・ 手洗い うがい 確実に！	・ Rửa tay súc miệng chắc chắn!
・ 十分とろう 睡眠は！	・ Có đủ giấc ngủ!
・ 毎朝検温 忘れずに！	・ Đừng quên kiểm tra nhiệt độ mỗi sáng!
・ 人混み避けよう！マスクせよ！	・ Hãy tránh đám đông! Đặt trên một mặt nạ!
・ 必ず換気 休憩所！	・ Hãy chắc chắn để thông gió khu vực còn lại!

- 建設現場に入場する外国人向け安全衛生の資料に、新型コロナウイルス感染症の注意点を外国語に翻訳したものを掲載し、周知徹底を図った。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。
- 職場での対策が不十分な場合やどのような対策をすればよいかわからない場合には、感染症対策の実践例を参考に検討してください。
- 項目の中には、業種、業態、職種などにより対応できないものがあるかもしれません。すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。
- 職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に継続して、実施いただくことが大切です。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

項	目	確認
1 感染予防のための体制		
	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はいいいえ
	・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）	はいいいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はいいいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はいいいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はいいいえ
	・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はいいいえ
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はいいいえ
2 感染防止のための基本的な対策		
(1) 事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」		
	・「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。	はいいいえ
(2) 感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い		
	・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを求めている。	はいいいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はいいいえ
	・外出時、屋内にいるときも会話をすると共に、症状がなくてもマスクの着用を求めている。	はいいいえ

チェックリストは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。



職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー連絡先

受付時間

平日（月～金曜日）

午前 8:30～午後 5:15

北海道	011-709-2311	石川	076-265-4424	岡山	086-225-2013
青森	017-734-4113	福井	0776-22-2657	広島	082-221-9243
岩手	019-604-3007	山梨	055-225-2855	山口	083-995-0373
宮城	022-299-8839	長野	026-223-0554	徳島	088-652-9164
秋田	018-862-6683	岐阜	058-245-8103	香川	087-811-8920
山形	023-624-8223	静岡	054-254-6314	愛媛	089-935-5204
福島	024-536-4603	愛知	052-972-0256	高知	088-885-6023
茨城	029-224-6215	三重	059-226-2107	福岡	092-411-4798
栃木	028-634-9117	滋賀	077-522-6650	佐賀	0952-32-7176
群馬	027-896-4736	京都	075-241-3216	長崎	095-801-0032
埼玉	048-600-6206	大阪	06-6949-6500	熊本	096-355-3186
千葉	043-221-4312	兵庫	078-367-9153	大分	097-536-3213
東京	03-3512-1616	奈良	0742-32-0205	宮崎	0985-38-8835
神奈川	045-211-7353	和歌山	073-488-1151	鹿児島	099-223-8279
新潟	025-288-3505	鳥取	0857-29-1704	沖縄	098-868-4402
富山	076-432-2731	島根	0852-31-1157		

※雇用調整助成金の特例措置に関するお問い合わせはこちら
 <学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター>

0120-60-3999

新型コロナウイルス感染症による労働災害も 労働者死傷病報告の提出が必要です。

従業員が新型コロナウイルス感染症により休業された事業者の皆様へ

労働者が就業中に新型コロナウイルス感染症に感染・発症し、休業した場合には、労働者死傷病報告の提出が必要となります。

事業場で働く従業員の皆様が新型コロナウイルス感染症により休業した場合には、遅滞なく、事業場を所轄する労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出してください。

※ ご提出の際は、電子申請や郵送の積極的な活用をお願いいたします。

事業者は、以下のような場合には、遅滞なく、労働者死傷病報告を労働基準監督署長に提出しなければなりません。

(労働安全衛生法第100条、労働安全衛生規則第97条)

- (1)労働者が労働災害により死亡し、又は休業したとき
- (2)労働者が就業中に負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき
- (3)労働者が事業場内又はその附属建設物内で負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき

※ 労働者死傷病報告を提出せず、若しくは、虚偽の報告をした場合は、いわゆる「労災かくし」として、50万円以下の罰金に処されることがあります。

「労働者死傷病報告はどうやって作成すればいいの？」

労働者死傷病報告は、定められた様式（OCR式帳票）を用いて作成する必要があります。

専用の様式は、最寄りの労働基準監督署で配布しているほか、「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」により、インターネット上で簡単に入力し、作成した帳票を印刷することができます。



<https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/>

⇒ [新型コロナウイルス感染症による場合の記載例はウラ面参照](#)

～職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために～
チェックリストを活用し、職場における感染拡大防止のための基本的な対策の実施状況についてご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000657665.pdf>





小さなことからコツコツと… 職場での転倒・腰痛予防に努めましょう!



滑り^{!!!}の予防ポイント

水や油で濡れた床、サイズが合っていないか、かたたり靴底がすり減っていたりする靴などは、転倒の原因になります。

- 床の清掃をこまめに行い、水や油などは取り除くようにしましょう。
- 滑りやすい場所には、**注意を促す標識**をつけましょう。
- 転倒予防には**靴選びも大切**です。足のサイズにきちんと合わせて、靴底が滑りにくいものを選びましょう。また、靴底が大きくすり減ってきたら、すぐに買い換えましょう。



つまみずき^{!!!}の予防ポイント

歩きスマホや荷物の放置などは、つまみずきで転倒する危険性があります。

- スマホなどを見ながら歩かず、**足元が見える状態**で歩きましょう。
- 床の段差は、スロープで解消する、トラテープで段差をわかりやすくする、**注意喚起の標識を掲示**するなどの対策を行いましょう。
- 荷物は、通路、出入口などに放置せず、日ごろから**整理・整頓**を行いましょう。



踏み外し^{!!!}の予防ポイント

照明が暗い、大きな荷物を抱えているなど、足元の見えづらい状態は階段の踏み外しにつながります。

- 階段付近は十分な明るさを確保し、**足元が見える状態で昇り降り**しましょう。
- 階段には物を放置せず**、日ごろから整理・整頓を行いましょう。



腰痛^{!!!}の予防ポイント

重い荷物の持ち上げなど、腰に大きな負担のかかる作業は非常に危険です。また、滑り、つまみずき、踏み外しでバランスを崩すと、腰痛につながる可能性があります。

- 台車などの道具を使用**するようにしましょう。道具を使用するのが難しい場合は、ひとりで持ち上げず、誰かに手伝ってもらうよう声をかけましょう。
- 荷物を床面から持ち上げる際は、荷物に近づいて、しゃがんだ状態で抱え、ひざを伸ばして立ち上がるなど、**適切な作業姿勢・動作を意識**しましょう。
- 無理のない範囲での**ストレッチ**も効果的です。

スベリやムチャはアカン! 吉本芸人の特別動画公開中!



職場での転倒や腰痛は、ちょっとした工夫で予防ができます。吉本興業の人気芸人が楽しく、わかりやすく伝えるスペシャル動画を公開中。相方が怪我をしたら、あのネタはどうなる…? 気になる方は動画をチェック!

動画はこちらから▼



無料

ご利用ください

R4年度

腰痛予防アドバイザー

「仕事で腰に負担がかかる」「職場の腰痛予防を進めたい」「でも、何から始めたらいいの？」とお悩みの事業者の皆様へ

腰痛予防のプロが、無料でお手伝いします。



メニュー

個別コンサルティング

アドバイザーが御社を訪問し、具体的なアドバイスを行います。
職員様向け研修も対応可能です。

- 対象
医療・介護事業所、運送業等
- コンサルティング時間
2時間程度



セミナー（講師派遣）

事業者団体様などが主催されるセミナーへの講師派遣です。

- 対象
主に医療・介護関係、運送業団体
(その他の業種団体の方もご要望により可能な限り対応いたします。)
- 講演時間
2時間以内

お申込み

裏面のご利用申込用紙

(にてお願いします)

お申込み先・お問合せ

沖縄労働局健康安全課 (担当 大村)

☎ 098-868-4402 FAX 098-862-6793

腰痛予防アドバイザーご利用申込書

沖縄労働局健康安全課(FAX : 098-862-6793) 担当 大村 行

(所在地) 〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階

御社・団体名			
ご連絡先	☎	(内線)	
	Mail :	FAX	
	ご担当者様		
ご所在地	〒		
申込内容	<input type="checkbox"/> 個別コンサルティング ・ アドバイザーが御社を訪問し、具体的なアドバイスを行います。 ・ 職員様向け研修 も対応可能です(時間帯もご相談ください)。		
	(注1 使用する資料 はお客様にて必 要数を印刷いた だきます(事前に 郵送します)。 注2 パワーポインター が使用できるPC・ プロジェクターをご 用意いただくと 実施が効果的で す。 注3 効果的な実施 のために最低1時 間をご検討くださ い。	希 望 日 時	令和 年 月 (上・中・下) 旬
	希 望 内 容 (お困りごとなど)		
	<input type="checkbox"/> セミナー (講師派遣) ・ 事業者団体様などが主催されるセミナーへの講師派遣です。		
	希 望 日 時	令和 年 月 (上・中・下) 旬	
	セ ミ ナ - 名 称		
	参 加 对 象 者		
	会 所 在 地 場 (所 在 地)		
	講 演 時 間		
	希 望 内 容		

- ※1 個別コンサルティング、セミナーの日時につきましては、なるべく希望日時にそった形で調整させていただきます。
- ※2 個別コンサルティングは1事業所につき1回までとさせていただきます。
- ※3 予算上限その他の理由で、場合によっては、お申込みにお応えできないこともあります、予めご了承ください。
- ※4 最寄りの労働基準監督署でもお申込・お問合せを承ります。

那覇労働基準監督署	安全衛生課	☎ 098-868-3344	FAX 098-868-1390
沖縄労働基準監督署	安全衛生課	☎ 098-982-1263	FAX 098-939-3193
名護労働基準監督署	監督・安衛課	☎ 0980-52-2691	FAX 0980-53-2304
宮古労働基準監督署	労災・安衛課	☎ 0980-72-2303	FAX 0980-72-1846
八重山労働基準監督署	労災・安衛課	☎ 0980-82-2344	FAX 0980-82-9445